奈良先端科学技術大学院大学研究科アドバイザー委員会規程

平成 1 8 年 3 月 2 日 規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科(以下「各研究科」という。)における教育研究の推進方針について学外者の意見を求める体制に関し必要な事項を定める。

(研究科アドバイザー委員会)

- 第2条 研究科長の諮問機関として、情報科学研究科、バイオサイエンス研究 科及び物質創成科学研究科にそれぞれ研究科アドバイザー委員会(以下「委 員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、各研究科の目的を理解し、かつ高い識見を有する学外者のうちから、当該研究科長の推薦に基づき、学長が委嘱する者とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職 する期間は、当該委員を委嘱する学長の在職する期間を限度とする。

(委員会の運営)

- 第3条 各研究科長は、当該研究科の教育研究の推進方針に関し必要に応じて 委員会に諮問する。
- 2 各研究科長は、委員会を主宰する。
- 3 委員は、各研究科長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

(委員会の意見の反映)

第4条 委員の意見は、各研究科長を通して当該研究科の教育研究の推進方針 に反映させる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるものほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、各研究科長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(委員の任期等に関する経過措置)

2 改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価体制に関

- する規程(以下「旧評価等の体制規程」という。)第6条第3項の規定により 委嘱された委員は、第2条第2項の規定により委嘱された者とみなす。
- 3 前項の委員の第2条第3項の規定の適用については、同条同項本文中「2 年」とあるのは、「旧評価等の体制規程第6条第3項の規定により委嘱された 委員の任期のその残任期間と同一の期間」とする。